

「福島県農林水産部 ICT活用工事試行要領」 新旧対照表

改 定 (新)						現 行 (旧)									
福島県農林水産部 ICT活用工事試行要領						福島県農林水産部 ICT活用工事試行要領									
第1 ICT活用工事						第1 ICT活用工事									
1～2 (略)						1～2 (略)									
3 各段階におけるICTの活用方法						3 各段階におけるICTの活用方法									
(1) 3次元起工測量						(1) 3次元起工測量									
起工測量において、次の①～⑨の方法により3次元測量データを取得するために測量を行う。(複数選択可)						起工測量において、次の①～⑧の方法により3次元測量データを取得するために測量を行う。(複数選択可)									
番号	名称	ため池工	ほ場整備工	土工(小規模含む)	舗装工	暗渠排水工	法面工	番号	名称	ため池工	ほ場整備工	土工	舗装工	暗渠排水工	
①	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	○				○	○	①	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	○				○	—
②	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	○			○	○	○	②	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	○		○	○	○	—
③	トータルステーション等光波方式を用いた起工測量	○			○		○	③	トータルステーション等光波方式を用いた起工測量	○		○			—
④	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	○			○		○	④	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	○		○			—
⑤	RTK-GNSSを用いた起工測量	○					○	⑤	RTK-GNSSを用いた起工測量	○					—
⑥	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	○				○	○	⑥	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	○				○	—
⑦	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	○			○	○	○	⑦	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	○		○	○	○	—
⑧	モバイル端末を用いた起工測量	○*						⑧	その他の3次元計測技術を用いた起工測量	○		○	○	○	—
⑨	その他の3次元計測技術を用いた起工測量	○			○	○	○	—	—	—		—	—	—	—

※適用工種は小規模土工(農業農村整備事業)とする

(2)～(3) (略)

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

ア 出来形管理

次の①～⑩の技術を用いた出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

なお、出来形管理については、面管理が規定されている工種については、面管理で行うことを標準とするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、断面管理による出来形管理、または①～⑩を適用することなく、従来手法による出来形管理を行ってもよい。

番号	名称	ほ 場 整 備 工	土 工 (小 規 模 含 む)	舗 装 工	水 路 工	暗 渠 排 水 工	た め 池 工	法 面 工
①	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理	○					○	○
②	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理	○	○	○	○		○	○
③	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理	○	○	○	○	○	○	○
④	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理	○	○	※1	○		○	○
⑤	RTK-GNSSを用いた出来形管理	○			○	○	○	○
⑥	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	○					○	○
⑦	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来型管理	○	○	※1			○	○
⑧	施工履歴データを用いた出来形管理	○				○		○ ※2

(2)～(3) (略)

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

ア 出来形管理

次の①～⑨の技術を用いた出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

なお、出来形管理については、面管理が規定されている工種については、面管理で行うことを標準とするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、断面管理による出来形管理、または①～⑨を適用することなく、従来手法による出来形管理を行ってもよい。

番号	名称	ほ 場 整 備 工	土 工	舗 装 工	水 路 工	暗 渠 排 水 工	た め 池 工	
①	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理	○					○	—
②	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理	○	○	○	○		○	—
③	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理	○	○	○	○	○	○	—
④	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理	○	○	○	○		—	—
⑤	RTK-GNSSを用いた出来形管理	○			○	○	○	—
⑥	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	○					○	—
⑦	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来型管理	○	○				○	—
⑧	施工履歴データを用いた出来形管理	—				○		—

⑨	モバイル端末を用いた出来形管理	○ ※3				○ ※4	
⑩	その他の3次元計測技術を用いた出来形管理	○	○	○	○	○	○

- ※1 適用工種は舗装工（森林整備保全事業）とする
- ※2 適用工種は法面工（森林整備保全事業の法面整形工）とする
- ※3 適用工種は土工（小規模土工を含む）とする
- ※4 適用工種はため池工（断面管理）とする

イ (略)

4 対象工事及び工種、施工規模

工種		施工規模の目安	
		農業農村整備事業	森林整備保全事業
土工	①掘削工 ②盛土工（路体、路床含む） ③法面整形工	土工数量 1,000m ³ 以上 ※土工量 1,000m ³ 以上とは、土の移動量の計が 1,000m ³ 以上のものである。例えば、掘削土量 500m ³ 、埋め戻し土量 500m ³ の工事は 1,000m ³ と数え、作業土工のみの工事は、対象としない。	
	①掘削工 ②盛土工	土工数量 1,000m ³ 未満	
	小規模土工	①掘削工（小規模）	1箇所当たりの施工土量が 100m ³ 以下または、平均施工幅 1m 未満
②床堀工（小規模）		/	
ほ場整備工	①表土扱い	施工面積 1.0ha 以上	/

⑨	その他の3次元計測技術を用いた出来形管理	○	○	○	○	○	
—	_____	—	—	—	—	—	—

イ (略)

4 対象工事及び工種、施工規模

工種		施工規模の目安	
		農業農村整備事業	森林整備保全事業
土工	①掘削工 ②盛土工（路体、路床含む） ③法面整形工	土工数量 1,000m ³ 以上 ※土工量 1,000m ³ 以上とは、土の移動量の計が 1,000m ³ 以上のものである。例えば、掘削土量 500m ³ 、埋め戻し土量 500m ³ の工事は 1,000m ³ と数え、作業土工のみの工事は、対象としない。	
	_____	_____	
	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
ほ場整備工	①表土扱い	施工面積 1.0ha 以上	/

	②基盤造成 ③表土整地				②基盤造成 ③表土整地		
舗装工	①上層路盤工 ②下層路盤工	施工面積 3,000m ² 以上		舗装工	①上層路盤工 ②下層路盤工	施工面積 3,000m ² 以上	
水路工	①現場打開水路 ②鉄筋コンクリート大型フリーフォーム ③鉄筋コンクリートL型水路	施工延長 100m 以上		水路工	①現場打開水路 ②鉄筋コンクリート大型フリーフォーム ③鉄筋コンクリートL型水路	施工延長 100m 以上	
暗渠排水工	①掘削工 ②床堀工 ③吸水渠 ④集水渠 ⑤導水渠	1ほ場毎における 施工延長が 10a あたり 100m 以上かつ対象とする 施工延長が 1.1km 以上		暗渠排水工	①掘削工 ②床堀工 ③吸水渠 ④集水渠 ⑤導水渠	1ほ場毎における 施工延長が 10a あたり 100m 以上かつ対象とする 施工延長が 1.1km 以上	
ため池工	①堤体工	堤高 15m 未満の堤体		ため池工	①堤体工	堤高 15m 未満の堤体	
付帯構造物設置工	①コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工 ②基礎工（護岸） ③プレキャストカルバート工（暗渠工、管渠工） ④側溝工（プレキャストU型側溝、	他工種の関連施工工種として実施するものとする。		付帯構造物設置工	①コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工 ②基礎工（護岸） ③プレキャストカルバート工（暗渠工、管渠工） ④側溝工（プレキャストU型側溝、L型	他工種の関連施工工種として実施するものとする。	

	L型側溝、自由勾配側溝等) ⑤縁石工				側溝、自由勾配側溝等) ⑤縁石工		
法面工	①植生工 ②吹付工（コンクリート、モルタル） ③法枠工 ④法面整形工	制限なし	法面工、法面整形工を含む土木工事を発注する場合に限る。法面整形工は土工量1,000m ³ 未満を対象とする。		①植生工 ②吹付工（コンクリート、モルタル） ③法枠工		他工種の関連施工工種として実施するものとする。
その他	農林水産省及び林野庁等で定める工種（地盤改良工、擁壁工、治山ダム工等）	情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）による	森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領等（林野庁）による		生産性の向上が認められるもの		—
<p>第2～第8 （略） 第9 附則 （略） この要領は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>参考1 （略） 参考2 【ICT】～【キネマティック法】（略） 【モバイル端末】 モバイル端末とは、携帯端末などの汎用の電子デバイスで容易に可搬できるものを指す。出来形計測に利用するセンサーは、モバイル端末に搭載されているLiDAR（レーザー光を照射して、その反射光の情報をもとに対象物までの距離や対象物の形状を計測する技術）やカメラの他、モバイル端末に携帯可能なセンサーを組み合わせたものを含む。</p>				<p>第2～第8 （略） 第9 附則 （略）</p> <p>参考1 （略） 参考2 【ICT】～【キネマティック法】（略）</p>			